

## 職員に国歌の起立斉唱を義務付ける「大阪府の施設における国旗の掲揚及び職員による国歌の斉唱に関する条例」(案)の撤回を求める声明

1 2011年5月25日、地域政党「大阪維新の会」府議会議員団は、大阪府立学校の教職員を含む大阪府の職員に国歌斉唱時の起立を義務付ける条例案を大阪府議会に提出した。

同党の代表でもある橋下徹大阪府知事は2011年9月議会に、本条例案とは別に、国歌斉唱時に起立しない教職員に対する懲戒処分の基準を定める条例案を提出する方針を明らかにしている。

かかる条例案は、以下に述べるとおり、個人の尊厳(憲法13条)、国民主権(憲法前文、1条)、思想良心の自由(憲法19条)、子どもの学習権(憲法26条、13条)などの日本国憲法の諸原理に違反し、加えて教育に対する「不当な支配」として教育基本法16条にも違反する違憲・違法なものである。

2 国歌斉唱時の起立の義務付けは、「国歌」が斉唱される際に特定の姿勢あるいは態度をとることを強制するものであって、これは、「国歌」という国家シンボルを通じて国家の下へ個人を統合することを強制することにほかならない。

このような国家への統合を国民個人に強制することを許容するのは全体主義国家でならいざ知らず、およそ民主主義各国では厳しく禁じられてきた。

例えば、アメリカ合衆国においても連邦裁判所は、1943年のバーネット事件判決以来、多年にわたって、国旗忠誠の誓いの斉唱にとどまらず、国旗に対する起立、国歌の起立斉唱などについて強制が許されない行為に含まれると判断しており、国家シンボルへの特定の行為あるいは態度を強制することは、連邦憲法修正第1条に反して許されないと一貫して判断してきたのである。

3 国家シンボルに対してどう向き合うか、これは、個人が国家との関係でどのように向き合うかに関わる問題である。

国民主権原理及び個人の尊厳を基底に据えた日本国憲法のもとにおいては、国家シンボルにどう向き合うかは個人が市民として個人の政治的思想、見解、判断などに基づいて自主的に決定すべき事柄にほかならず、決して公権力が、自らに対する一定の向き合い方を強制してはならない。なぜなら、このような国家と個人の間を自律的判断にゆだねる

ことこそ民主主義の正当性の淵源だからである。

このような個人が自主的に決定すべき事柄について、公権力が特定の行為(態度)をとることを強制することは、まさしく国家を自己目的化して個人の尊厳を否定することになり、個人の尊厳あるいは法の支配といった日本国憲法の諸原則と鋭く対立することは明らかである。

また国歌を起立斉唱する行為は、自らがその国歌が象徴する国家の一員であり国民の一人であるということを示すことであり、それは、国歌によって象徴される「国家」の下に統合されることを許容するという特定の思想を強制するものであって、公権力による特定の思想の強制を禁じた憲法19条に抵触するものと言わなければならない。

4 特に本件条例案は、大阪府職員という公務員に対して起立斉唱を義務付けるものであるが、公務員が「全体の奉仕者」(憲法15条2項)と位置付けられているとしても、これは国民主権原理の下で公務員に関する抽象的な指導原理を述べたものにとどまり、「全体の奉仕者」であることを根拠に、一律全面的に公務員の憲法上の自由を制限する根拠となるものではない。

したがって、義務付け自体が憲法19条に反しており、国歌斉唱時の起立の義務付けを公務員に限定したとしても、憲法上許容されることはないのである。

5 さらに、国旗国歌法の制定過程において、当時の野中広務内閣官房長官は、「それぞれ、人によって、式典等においてこれを、起立する自由もあれば、また起立しない自由もあろうかと思うわけでございますし、また、斉唱する自由もあれば斉唱しない自由もあろうかと思うわけございまして、この法制化はそれを画一的にしようというわけではございません」と述べており、同法によって国民に対して国歌斉唱時の起立斉唱を画一的に義務付けることはないことを明らかにしていた。そして、国旗国歌法が国旗を日章旗と規定し、国歌を君が代と規定するのみであって、草案段階において尊重義務条項が削除された制定経過からしても、国歌斉唱時の起立斉唱を義務付けることは国旗国歌法の立法趣旨を逸脱するものである。

大阪府が制定しうる条例は憲法94条によって「法律の範囲内」に限定されているところ、国旗国歌法が忌避した国歌斉唱時の起立の義務付けに踏み込んだ本件条例案は、法律の範囲を逸脱したものとして無効といわざるを得ない。

6 加えて旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決は、公権力による教育への関与の限界

について「教育内容に対する……国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請され……、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法26条、13条の規定上からも許されない」との判断を示している。

本件条例案は、職員に対して国歌斉唱時に起立することを義務付けているものであり、これは、国歌斉唱時には「起立すること」が唯一正しい行為(姿勢)であるという一方的な考えにもとづくものであり、前記最高裁判決が示した「誤った知識や一方的な観念を子どもに植え付けるような内容の教育を施すことを強制する」ものであって、教育基本法16条1項所定の不当な支配に該当し違法であると言わざるを得ない。

そして、国歌斉唱時に起立しない者は批判され、あるいは処分されてしかるべきといった一定の観念に基づく「指導」は、「教化」あるいは「調教」でしかなく、子どもが自らの思想・良心を自由に形成しその人格を豊かに完成し実現していくために保障されるべき、子どもの学習権から要請される「教育」ではあり得ない。したがって、本件条例こそが子どもの学習権を侵害しているのである。

7 なお、2011年5月30日、最高裁第二小法廷は、東京都の都立高校の学校長が教職員に対して、日の丸に向かって起立し国歌を斉唱するよう命じた職務命令について合憲であるとの判断を示した。かかる判断は、これまで述べてきた憲法の基本原理に反し、憲法の番人たる最高裁の本来の役割に背くものであって、これを日の丸・君が代をめぐる議論の解決とみることはできない。

このことは同判決の補足意見が、「教育は、強制ではなく自由闊達に行われることが望ましいのであって(中略)強制や不利益処分も可能な限り謙抑的であるべきである(須藤正彦)との見解や、司法が職務命令を合憲・有効として決着させることが、必ずしもこの問題を社会的にも最終的な解決へ導くことになるとはいえない」(千葉勝美)とのべる通りである。これらの点から同判決を、本条例案を正当化する根拠とすることは許されない。

8 以上のとおり、今回、大阪府議会に提出された本件条例案は、個人の尊厳(憲法13条)、国民主権(憲法前文、1条)をないがしろにし、また、思想良心の自由(憲法19条)と鋭く対立するものであり、さらに、子どもの学習権(憲法26条、13条)を侵害するものであって、日本国憲法に違反するものと言わざるを得ない。加えて、同条例案による起立斉唱の

義務付け自体、一方的な観念を子どもに植えつけるおそれがあり、教育に対する「不当な支配」として教育基本法16条にも抵触し違法であると言わざるを得ない。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、このような違憲・違法な条例案について、大阪維新の会に対し速やかに撤回するよう求めるとともに、大阪維新の会以外の各会派に対し、府議会において、府民の人権に配慮した冷静な議論を通じ、本件条例案が違憲・違法であることを明らかにし、本件条例が制定されないよう強く求めるものである。

2011年 5月31日

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 鳥 海 準